



# 東村山企業等応援金

東村山市では、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により売上げの減少等事業活動に影響を受けた又は受けている**企業等を対象に、事業全般に活用できる「東村山応援金」を支給**します。

## 対象事業者

令和3年3月31日以前に事業等を開始し、事業等を開始した日から1月以内に開業届を提出した主たる事務所・事業所等の所在地が市内にある事業者

(フリーランスを含む個人事業者・法人事業者いずれも対象であり、業種は問いません。医療法人・NPO法人等も対象となります。)

## 申込要件

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年4月から12月までのいずれかの月の収入が、令和元年同月の収入と比較して、20%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。
- 2 申請の時点で、事業を営み、かつ、今後も継続して事業を営む意思を有していること。

## 応援金額

対象月の比較対象となった月の属する事業年度の年間収入額から、対象月の収入に1.2を乗じて得た額を控除した額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。但し、対象月の減少率等に応じた支給限度額の範囲内(下記参照)となります。

※収入の減少率が、20%以上50%未満で東村山企業等応援金を申請した後に、50%以上減少した場合は追加して申請することが出来ます。

対象月の減少率	対象者	支給限度額
50%以上	法人	40万円
50%以上	法人以外	30万円
20%以上 50%未満	法人・個人事業主等	20万円

## 申請の流れ(必要書類等は東村山市又は東村山市商工会ホームページでご確認ください。)



ホームページから申請書等をダウンロードし、**郵送で東村山市商工会へ必要書類を提出**してください。

後日、決定通知書が郵送され、応援金が口座へ支給されます。  
内容確認のため、商工会から連絡させていただく場合がございます。  
申請時の郵送料は申請者負担です。申請期限は令和4年1月31日です。

東村山企業等応援金 HP  
[https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kurashi/jigyo/chusyo/josei\\_hojo\\_kyuuuhu/kiyou\\_ouenkin.html](https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kurashi/jigyo/chusyo/josei_hojo_kyuuuhu/kiyou_ouenkin.html)

## 申請先 & 問い合わせ先

### 東村山市商工会 東村山応援金コールセンター

住所：〒189-0014 東村山市本町 2-6-5 電話：042-394-0511

○本事業は東村山市商工会が窓口となります。必要書類・申請対象に関する不明点等ありましたら、コールセンターへお問合せください。

○交付決定後に申請内容に虚偽等判明した場合、応援金を返還いただく場合があります。

東村山市役所 地域創生部 産業振興課